

平成16年(行ウ)第15号



原告 市民オンブズパーソン栃木外二名
被告 宇都宮市上下水道事業管理者外一名

2007(平成19)年1月31日

被告 宇都宮市上下水道事業管理者
上下水道局長 今井利男

代理人弁護士 渋川孝夫



指定代理人 郷間勝



指定代理人 関口修



指定代理人 的場征



宇都宮地方裁判所第2民事部御中

準備書面(5)

原告らの2006(平成18)年8月25日付準備書面6及び2006(平成18)年12月6日付準備書面7に対し次のとおり主張する。

既に被告がその準備書面(1)「第2 財務会計行為」、準備書面(3)「第1 財務会計行為」で詳述してきたとおり、本件湯西川ダム建設事業についての論点は、宇都宮市長及び宇都宮市上下水道事業管理者が支出した負担金が、財務会計法規に違反しているか否かということに尽きる。

ところが、準備書面6、7における原告らの主張は、国の治水計画や環境に関することから、換言するなら国の専権に属する湯西川ダム建設事業の是非に関する議論であり、地方公共団体における財務会計行為の違法の是正を目的とする住民訴訟における請求原因と直接にせよ間接にせよなんの関連性もない。

宇都宮市は、水道事業者の責務として、現在そして将来にわたって安定的に水道水を供給し同時にそのための水源を確保すべく国が実施している湯西川ダム建設事業に参画しているのであり、国の治水計画全体に係る事項についてコメントする立場にない。